○伊豆の国市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱

制定 平成26年8月11日告示第125号 改正 平成28年6月1日告示第89号 令和2年3月31日告示第52号 令和4年3月31日告示第77号

伊豆の国市徘徊(はいかい)高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症又は障害により、徘徊のおそれのある高齢者及び障害者(以下「徘徊高齢者等」という。)が行方不明になった場合に、早期に発見できるよう関係機関等による支援体制を構築し、徘徊高齢者等の生命及び身体の安全並びにその家族等への支援を図ることを目的とする。

(事業内容)

- **第2条** 市長は、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業として、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 徘徊高齢者等の把握に関する事務
 - (2) 徘徊高齢者等が行方不明となった場合の関係機関等による連絡体制の構築及びその家族等への支援に関する事務
 - (3) 徘徊高齢者等の事前登録制の運用に関する事務
 - (4) 本事業の普及啓発に関する事務

(支援体制)

- 第3条 市は、本事業を円滑に実施するため、伊豆の国市徘徊高齢者等SOSネットワーク(以下「SOSネットワーク」という。)を設置する。
- 2 SOSネットワークは、前条各号に掲げる事務を行うものとする。
- 3 SOSネットワークは、次に掲げる機関及び団体並びに法人をもって組織する。
 - (1) 伊豆の国市
 - (2) 大仁警察署
 - (3) 駿東伊豆消防本部
 - (4) 社会福祉法人伊豆の国市社会福祉協議会
 - (5) 伊豆の国市民生委員・児童委員協議会
 - (6) 伊豆の国市地域包括支援センター
 - (7) 徘徊高齢者等にサービス提供している介護保険事業所

(8) その他市長が必要と認めるもの

(事前登録)

- 第4条 将来、徘徊高齢者等となるおそれがあると認められる者(本人に限る。)、徘徊高齢者等の家族又は徘徊高齢者等を支援する者は、当該徘徊高齢者等が早期に発見されるよう希望する場合は、別記様式による伊豆の国市徘徊高齢者等SOSネットワーク事前登録届を市長に提出するものとする。
- 2 前項の届出をした者(以下「届出者」という。)は、4月1日を基準日として2年ごとに新た に別記様式による伊豆の国市徘徊高齢者等SOSネットワーク事前登録届を市長に提出しなけれ ばならない。
- 3 市長は、前2項の届出があった場合は、当該届出により登録を受けようとする徘徊高齢者等(以下「登録徘徊高齢者等」という。)を台帳に登録しなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項による届出があった場合で、次の各号に掲げる場合に応じて、当該 各号に定めるところにより届出のあった情報を提供するものとする。
 - (1) 登録徘徊高齢者等の捜索願が警察署に提出された場合 SOSネットワークを構成する機 関及び団体並びに法人
 - (2) 伊豆の国市徘徊高齢者等SOSネットワーク事前登録届の写しを大仁警察署にて管理する ことに同意がある場合 大仁警察署

(変更の届出)

- 第5条 届出者は、登録徘徊高齢者等が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに 市長に報告しなければならない。
 - (1) 当該登録徘徊高齢者等の状態または状況に変化が生じたとき。
 - (2) 登録された内容に変更が生じたとき。
 - (3) その他市長が必要と認めるとき。

(個人情報の取り扱い)

第6条 この事業の実施により得た個人情報の取扱いは、伊豆の国市個人情報の保護に関する条例 (平成17年伊豆の国市条例第9号)の例による。

(庶務)

第7条 本事業の庶務は、SOSネットワーク所管課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年8月11日から施行する。

附 則(平成28年6月1日告示第89号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第57号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第77号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている 申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等 とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、 調整して使用することができる。

別記様式(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型) 伊豆の国市徘徊高齢者等SOSネットワーク事前登録届

年 月 日

伊豆の国市長 宛

届出者 住所 氏名

(登録者との続柄

伊豆の国市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱に基づき、次のとおり 事前登録の届出をいたします。

7 177 117	. , , д. ,	, , , , ,			登録番号:		
フリガナ				性別	撮影年月	年	月
氏	名			男・女			
住所					顔写真 (無帽のもの)		
生年月日		明・大年	・昭・平 月 日(歳)			
自宅電話					撮影年月	年	月
携身体的特徴	電話 身 長 体 重 体 格		cm kg 太め・普通・やせ形			少 欠 吉	
-	髪型 その他				全身写真		
認知症の有無			有・無		備考		
į	程度		軽度・中度・	重度			
障がいの有無		'無	有 · 無				
程度							
要介護認定情報			要支援(1・2)	要介護(1	1 • 2 • 3 • 4 •	5)申請中	
ケアマネジャー事務所				ケアマネジャー氏名			
利用中の介護 サービス他			①ヘルパー ②デイ(デイケア)③訪問入浴 ④訪問リハ ⑤施設入所 ⑥福祉用具 ⑦GPS携帯電話 ⑧その他				
かかりつけ医			病院名医師名		(電話)	
その化		\(\frac{1}{2} = \frac{1}{2} =					
1 ⊭	コノヘのタ	====================================	うてか ⇒うて	. = >	tal.\		

- 自分の名前を言えるか。 言える ・ 言えない
 自分の住所を言えるか。 言える ・ 言えない
- 3. 日常会話に支障があるか。 支障あり ・ 支障なし
- 4. 直近1年以内に家に戻れないことがあったか。 あり ・ なし
- 5. 屋外をあてもなく歩き回ることがあるか。 あり ・ なし
- 6. 徘徊で警察等に保護されたことがあるか。 あり ・ なし

特記事項

登録者が理解できる名前・住所・会話、よく通っていた場所、登録者が反応する事柄などがありましたら、ご記入ください。

	→. ヽー・ ・	J.H 1	٦ مك
	⊐ - ⊞ .	*/X /	
「緊急	二十.	iki i	л. І

連絡先①	氏 名		(続	柄)	性	別	男・女
	住	所		自宅電話			
				携帯電話			
連絡先②	氏	名	(続柄)	性	別	男・女
	住	所		自宅電話			
				携帯電話			

登録届の写しを大仁警察署にて管理することに同意します。 また、捜索発生時には、関係機関等に登録した情報を提供することに同意します。 年 月 日

署名 (続柄)